

奥州市産たけのこの台帳記載にあたっての留意事項

- 1 この台帳は、奥州市産たけのこを生産・集荷し、市場・小売店等に出荷する方が作成します。具体的にはJAや産直及び加工業者などです。
- 2 多数の組合員がいる産直などにおいては、生産者を組合員とし、産直で、台帳の作成や届出することをお勧めします。
- 3 産直で販売するほか、自らでも無人販売所などで直接販売する方においては、産直での届出とは別に、販売する人が台帳の作成や届出が必要となります。

【奥州市産たけのこ集出荷者届出について】

